

書 評 と 紹 介

中澤秀雄著

『住民投票運動とローカルレ ジーム』

——新潟県巻町と根源的民主主義の細道、
1994-2004』

評者：矢澤 修次郎

本書は、これからの社会運動研究をリードしてゆくものと考えられる、30歳代の若い社会運動研究者によって書かれた待望の単著である。また本書は、著者の博士論文に基づき、それをその後の考察を加えて書き改めたものであり、形成途上にある新しい学術体制の生み出す若い研究者の研究の特徴と水準を判断する格好の素材を提供してくれている。

1 問題の設定

本書は、「同じ争点を持ち、同じような歩みを進めていたはずの2つの原発計画」（新潟県巻町と柏崎市）が、なぜ対照的な帰結（一方における計画の白紙撤回、他方における世界最大の原子力発電所の誕生）をもたらしたのか、それと関連して住民投票というテーマに関しても「なぜ二つの町は対照的な選択をしたのか」、そしてもう一つ「1996年当時には自立したまちづくりをめざしていた巻町が、なぜ最後には合併という波に飲み込まれることになったのか」という3つの問いに答えを出そうとした。

2 考察の対象

以上のような問いに十分な回答を与えるべ

く、著者は地域の政治構造が確立する1950年代以降の戦後日本の地域史のなかに巻町の事例を位置づける（1章）とともに、柏崎市と巻町の歴史を丹念にフォローし（2、3章）、さらに二つの類似地点における住民投票運動間の共時的比較（4章）と、同じ地点の運動の時系列的比較（5、6章）とを行った。

3 理論と方法

なぜ考察の対象の中心が巻町におかれたのか。それは、巻町が戦後日本の公共性の新しい次元（ローカル公共性）を体現しているからであり、日本の地域社会がそれによって一貫して突き動かされてきた地域開発とその思想・イデオロギー（成長主義）を乗り越えようとしたからであり、さらには「ローカルレジーム」と規定されている統治構造の新しい類型・形態を提示したからに他ならない。

本書の鍵概念であるローカルレジームは、地域意思決定に関わる人々、それに影響をあたえるもの（政府や企業など）、意思決定に対抗する住民や住民運動、意思決定過程に適用される一定のルール等々、それらの総体で作る一定期間存続するガバナンスの構造をさす。著者は、ローカルレジームを、地方政府が政策を実行して行く際の正当性と資源動員力、統治連合の構成、レジームを支配するゲームのルール、という3つの要素によって構成されるものだと考える。すると以下のような著者の類型論的な分析・理解が可能になる。すなわち戦後日本のローカルレジームは、もっぱら名望家の資力にぶら下がってレジームの構成員が生活することが可能で、正当性の調達などは問題にならなかった「名望家レジーム」から、地域開発の時代のように中央政府や企業の資源を導入して地域

の商工業者を主体として議会で正当性を調達する形で行われる「地域開発レジーム」へと変化し、さらに政府や企業の資源に依存できなくなる現代的状況においては、地域社会の内在的な資源を新たな統治連合が、地域住民から見て正当性が確保されていることを重視するルールを使って動員して行く「内発的發展レジーム」が重要になってくる。

本書の調査の方法論に関しても少し言及しておく必要があるだろう。本書は、紛争に関わる当事者へのインタビュー調査を重ね、対象者の論理を明確にし、それを引用して行く方法をとっている。著者は、この方法をとることのプラス面とマイナス面に自覚的である。当然、「民意」や「世論」の把握は弱くなってしまう。しかしこうした弱点を飲み込んでまで、著者がこの方法に拘ったのは、住民投票を「実行する会」が「原発の安全性や放射性廃棄物の処分問題」といった実体や手続きを問題にする運動ではなくて、住民投票に至る時間的過程（そのなかで、個々人がさまざまな思いを抱え、犠牲を払ってきた）を重視する根源的民主主義を体現した運動であることを明らかにするためだったと考えられる。その根源的民主主義こそ、内発的發展レジームをもたらす動力に他ならないのだから。

4 根源的民主主義の細道

もっとも、根源的民主主義を動力とした内発的發展レジームへの道は、極めて細い道であり、現実にはその道は途絶えて、内発的發展は未発のものになってしまった。著者はその原因を、根源的民主主義が芽生え、葉を付けようとした丁度その時に、財政的危機と合併政策の波が押し寄せたこと、国レベルで原発計画が停滞しながらも維持され、それが巻町内部に対立を持ち込みその対立の構図を固定化してしまったこと、さらには町民自身が外発的な「ビジョン」

による「町づくり」の呪縛から解き放たれていなかったことの3点を挙げている。

5 論理的整合性

以上の要約からも分かるように、本書は、問題の設定、理論と方法、結論と、極めて科学的、論理的に書かれており、著書としての論理的整合性は、高い水準にあると評価することができる。

6 評価と問題点

このことを前提として、本書の最大の意義は、地域社会分析において支配的であった構造分析を見据えながらもそれに対置する形で、ローカルレジームの形態の類型分析を導入したことであろう。それによって、レジームを構成する要素間の関係を浮き彫りにすることができるようになったし、2地域・都市間の共時的比較、同一都市・地域の歴史的推移・通時的比較が可能になった。さらには、類型の推移・過程における動力としての民主主義、運動分析もそれなりにリアルに行うことができた。これは、都市論、地域社会論、地域政治論、社会運動論に対する新たな貢献として高く評価することができる。

それなるが故に著者は、ローカルレジームの類型分析を理論的にも現実分析においても、より一層精緻化することを課題としている。本書の著者の類型分析は、地域社会が刻んだ歴史を抽象化・論理化して構成された類型を通時的、共時的に比較することを中核とするが、理論としてそれほど抽象度は高くはなく、完成度も高いとは言い難い。類型構成論、類型と環境との関係論、類型移行論、比較類型論などに分節化して、理論の完成度を高める必要があるのではないか。また本書の現実分析の結果を踏まえて、類型分析の理論的再調整も必要になるのではないか。

評者が本書の類型分析で最も問題だと感ずるのは、4つのローカルレジームの類型が、比較

されたり、推移したりするほぼ同じ質をもったものとして取り扱われていることである。4つが、正当性調達—正当性非調達、内部志向—外部志向という2つの軸で作られる4象限に位置づけられるとさえ、表現されている。果たしてそうだろうか？

直ぐ気がつくことは、4つのタイプのうち、内発的發展レジームを除く3つのタイプは、既に歴史的現実であるのに対して、内発的發展のタイプは、未だ芽、可能態、理論的構成物に近い。それにもかかわらず、内発的發展レジームを究極的目標のごとく考えて、それへの移行が無いからといって、それを根源的民主主義の細い道と評価するのは妥当な評価と言えるだろうか。

この点に関連して、4つのタイプ形成が50年ぐらいの歴史的スパンで形成・移行するように書かれているが、すくなくとも幕末・明治以降、できれば武士集団の台頭以降から現在に至るタイムスパンで4つのタイプが形成・移行すると議論する必要がある。

村上・公文・佐藤の『文明としてのイエ社会』や関廣野『野蠻としてのイエ社会』の議論を借りて説明すれば、以下のことが注目されるべきである。古代末期に作られた経営、集団形成原則としての武士団のイエの進化、とりわけ徳川期に作られた武士の大イエと商人・農民の準イエが日本の近代化を可能にした。この経営経験に両大戦間期における総動員体制の拘束が加わって「日本的経営」が作られ、それが日本の産業化を促進した。その経営原則が地域に当てはめられたのが地域開発ではなかったか。

この文脈で言えば、内発的發展は、グローバル化、インフォメーションナリズムの下で、地域や家族から新しい集団形成原理、新しい経営を立ち上げることに他ならないだろう。これは容易なことではないだろう。しかし不可避の課題である。それなしには、日本の未来はない。

あるのは、偏狭なナショナリズムによる復古の道である。

勿論、著者のように内発的發展を理解することは可能ではある。しかし以上のような内発的發展の根底的な理解無しには、内発的發展自体が歪められてしまう恐れ無しとしない。

内発的發展への転換の推進力は、たしかに社会運動が担う。その社会運動は、室井町期に民衆が作り上げた講、組、寄り合い等の民衆組織、さらには徳川中期以降の民衆の自己解放の動き、農民の反乱などの動きとそのエートスに連なるものでなければならない。巻町の運動は、こうした地下水脈に連なるものなのかどうか。根源的というならば、そうでなければならない。本書の運動分析は、その類型論、方法論の故に、運動のリーダーの分析に限定されてしまい運動分析としては、いささか不十分であるのが惜しまれる。

こうした問題設定や広い視角は世界の学問界では例外ではなく、むしろ支配的である。いや世界の学問界を引き合いに出すまでもなく、日本における『ヴォランティア経済』論は、こうした視野を既に持っている。

7 結論

本書は、地域研究、社会運動研究の将来を担うと期待されている若い研究者の新鮮な問題提起の書である。問題の構成、理論と方法、実証、結論に、マイナーな問題点はあるものの、基本的な瑕疵はない。むしろ、広い歴史社会学の裏付けを得て、著者の類型分析がより一層鋭さを増すことを願うのみである。

(中澤秀雄著『住民投票運動とローカルレジーム—新潟県巻町と根源的民主主義の細道、1994—2004』(ハーベスト社、2005年10月刊、334頁、定価5,500円+税)

(やざわ・しゅうじろう 成城大学社会イノベーション学部教授)

三富紀敬著

『欧米のケアワーカー』

——福祉国家の忘れられた人々』

評者：垣内 国光

評者の専門領域は社会福祉なканずく児童福祉領域である。ソーシャルポリシー研究や労働市場分析などを専門とする著者の書評をするには力不足であることを自覚しており、当初、書評を引き受けるには若干のためらいがあった。にもかかわらず、評者が書評をお引き受けしたのは、社会福祉領域から見て、本書のテーマには強く惹かれるものがあったからである。ソーシャルポリシー研究や労働市場分析から見れば不十分であるとしても、社会福祉研究から見て多少の評価が可能であれば、それなりに意味があると思い直してのことである。そのようなわけで、いささかやぶにらみ的な書評になってしまふことを予めお断りしておきたい。

福祉研究における本書の位置

さて、これまで日本では、ケアワークの中軸を占める介護と保育の現実の労働者状態に対して、十分に研究の光があてられてはこなかったといつて良い。規制緩和、補助金削減と市場化政策という最近の福祉政策動向に照らせば、ケアワーカーはどのような労働市場のもとでどんな労働実態におかれているのか、また、どのような専門性を発揮できているのか、科学的に明らかにされる必要性が高まりつつある。ケアワ

ークのあり方と福祉における処遇の質とは強い関連を持っており、最近、そのケアワークが急速に変化する兆しを見せているからである。卑近なところでは、特別養護老人ホームにおけるセクシャルな虐待事例や営利法人経営保育園の極度な退職事例などがマスコミで報道されており、そのいずれにおいてもケアの質が問題視されている。

しかしながら、現実の福祉研究を管見するに、政策追隨的な規制緩和論や市場化論、あるいはケアワーク論抜きの第3者評価論などの研究は多く見られても、著者も指摘するように、現実の日本のケアワークに深く切り込んだ研究は低調であることを率直に認めざるを得ない。

なぜか。ケアワークの現実の世界に深く入り込めば、そこには、高度な専門性を備えた専門家どころではない低賃金不安定労働のワーキングプアの現実、ケアの質を低下させかねないケアワーカーの現実があるはずである。そのような現実を分析するならば、どのような立場をとろうとも、福祉市場化を志向する政策への批判へと向かわざるを得ないからである。それは少なくとも若い学徒にとっては御利益のある研究となりそうもない。

今や、政策動向がめまぐるしく展開し実践も高度化しているために、政策追隨型あるいは政策密着型のスタイルをとらなければ福祉研究はもとより調査さえもままならない状況が招来している。福祉研究は、福祉を必要とする人々への共感をもちながら、いかにしてかれらの権利を回復し福祉実践に貢献できるかという実践の学として存立してははずである。学の独立を失ったかの憾みのある研究が少なくない。

そうした状況下にある日本の社会福祉研究において、本書は決定的な刺激を与える書として評価される。とりわけ、低調な日本のケアワーカー研究、処遇の質研究に正面から問題を投げ

かけ、今日の福祉政策について示唆を与えてもいる。本書は、G.エスピン-アンデルセンが自由主義レジームと位置づけるイギリス、アメリカ、カナダを事例として分析した緻密な研究書であるが、そこには日本が汲むべき大きなものがある。警鐘をならした書であるといつて良い。公的関与が低く財政補助が少なく市場と家庭に介護・保育を委ねようとするイギリス、アメリカ、カナダの介護職・保育職の労働のあり方が、日本の福祉の現実とケアワーカーの未来とも重なりあってはいないかと著者は言いたげである。

データと文献を駆使した英・米・加の福祉労働者状態研究

前置きはこれぐらいにして、本書の紹介をかねて評価を述べることにしたい。

本書が評価されるべき点の第1は、イギリス・アメリカ・カナダのケアワーカーに関するデータと文献を緻密かつ詳細にサーベイした最高の福祉労働者状態研究であることである。社会政策、労働政策、社会福祉の資料と文献を広く渉猟し、時にはベバリッジ報告にまで歴史的文献をさかのぼって触れながら、隙なく検証、実証し、イギリス・アメリカ・カナダのケアワーカーのおかれている現実が、動物世話人や家屋清掃人と同レベルの低水準であり、低賃金ゆえの「二度働き」が広範に存在し、同職種及び他職種間との労働移動が激しく、資格レベルも専門性レベルも高いものでないことを余すところなく明らかにしている。

たとえば、イギリスの介護ケアワーカー問題については、ケアの語源からはじまり、ケアワークの領域、ケアワーカーの職業分類、ケアワーカーの人数規模、女性比率、婚姻別比率、年齢層、労働組合組織率、費用便益分析、他職種との賃金比較、労働時間（帯）、労働災害、職

業病、労働移動率、欠員率、サービスの質論、対クライアントケアワーカー比、サービス供給主体多元化論、民間営利部門占有率、サービス外部化、サービス満足度事例にいたるまで資料を駆使して言及されている。保育ではこれらに加えて、なぜイギリスでは、公的保育が立ち後れてきたのかその原因を歴史的にさかのぼって分析されている。見解の分かれる問題についてはそれぞれの主張まで紹介されている。

しかも、表は全50葉に及ぶが、原典資料にあたって著者自らが作成したオリジナルな表が少なくない。たとえば、92頁にはイギリスの「保育政策に関する諸見解一覧（1978～98年）」が1頁余にわたって掲載されている。4つの見解における差異を詳細にわたって紹介しており、この表作成に用いた原典資料は6つに上る。それらの資料を示し詳細な分析を加えながらも、マニャックな資料紹介に終わることなく主張の明快な成果となっていることが高く評価される。

あくまでデータや資料に忠実な著者の誠実な研究態度も好ましい。研究方法や研究姿勢のお手本として大学院生に学ばせたい書である。

ケアワーカーの処遇が福祉ケアの質を規定することを実証

本書が評価されるべき第2は、イギリス・アメリカ・カナダの分析を通してケアワーカーの労働条件がケアの質を決定づけることを明らかにしていることである。著者は、介護と保育の質を担保する要件として、知識、経験の蓄積、継続性、情緒面での支援（評者の理解では共感的な関係性の構築）、高い能力の獲得と権限の付与、1人あたり担当の要介護者数児童数、公的財政支出の7点をあげ、ケアの質論に一步踏み込んだ議論を提供している。介護や保育の質はクライアントとの交互作用によって成立する

ところが大きく個別性も強い。質を高め維持していくためには、専門性、裁量性、研修システム、容認できる対クライアント数・労働時間、容認できる労働条件などについて、議論が必要であろう。ちなみに、評者はケアの質に関連する要件を、専門性とミッション性と労働条件の3つではないかと理解している。

これまでの日本では、ケアワーカーの労働条件がケアの質を決定づけることは常識として理解はされてはいても、実証されてきたとはいえない。そうした研究の怠りが今日の福祉の市場化論の暴走を許す要因の一つとなってもきたというのは言い過ぎだろうか。外国研究とはいえケアワーカーの労働条件とケアの質の関係を明らかにした意義は高いといえる。介護職も保育職も離職率は相当高く、「児童は繰り返し現れる新任の保育士を前に心理的なたじろぎさえみせるであろう。そこには文字通りのコミュニケーションは期待しがたい。これが、児童の発達に益するとは、とても考えられない」との指摘は明日の日本を予想させる。

欲をいえば、対人援助労働の専門性とは何か、についても深めていただければ有り難かったが、それはないものねだりというものであろうか。

自由主義レジームの福祉の未来

第3に本書が評価されるべき点は、ずばり自由主義レジームの福祉ケアの未来について、実証的にも理論的にも明らかにした点にある。著者は、相対的にケアワーカーの地位が高くケアの質が高い北欧と比較して、イギリス・アメリカ・カナダの自由主義レジームのケアの質が低いことを指摘し、イギリス・アメリカ・カナダのケアワーカー問題を論ずることが「日本の問

題を考える一助」となると述べている。われわれ福祉政策領域に属する者が本書を学ぶ価値はここにある。

著者は福祉政策分析として本書を書いたのではないことは承知しているが、労働市場分析からさえも等閑視されてきたケアワーカーとは何か、そのケアワーカーによって提供されてきた福祉サービスとは何か、福祉領域に学ぶ者としてはまことに重い課題を突きつけられた思いがする。少なくとも、福祉労働者のいっそうの不安定化を促進しようとする今日の日本の福祉政策の延長線には明るい光は見えにくい。

政策追従の浮ついた福祉研究の多いなか、ケアワーカーに思いを寄せて福祉労働市場分析の視点から市場的な福祉の行く末を占った本書の価値は高いといえよう。

最後につけたしをひとつ。本書が公刊される前、著者から評者に「日本ではケアワーカーは介護職を指すのが一般的だが、なぜ、あなたは保育職を含めているのか」との問い合わせがあった。本書が上梓寸前であることはつゆ知らず、あやふやな答えをした覚えがある。その評者がこうして書評を書くのは汗顔のものであるが、著者がケアワーカーの代表としてこのように介護職と保育職とを位置づけて分析されたことに、大いに賛同するとともに嬉しい思いもさせていただいた。なぜ、保育職もケアワーカーなのか。本書はその評者の思いを代弁してくれた快著でもあることを付け加えておきたい。

(三富紀敬著『欧米のケアワーカー―福祉国家の忘れられた人々』ミネルヴァ書房、2005年11月刊、xii+384頁、定価6,500円+税)

(かきうち・くにみつ 明星大学人文学部教授)

中野育男著

『米国統治下沖縄の社会と法』

評者：高藤 昭

いま、なぜ「占領下沖縄」なのか。これに対する著者の答えは、「占領下沖縄の社会福祉について究明することは、我が国の社会福祉の現実と将来を考える上で多くの重要な示唆を提供するものと思われる」（151頁、本書第5章の冒頭部）である。これは著者の本書執筆へのモチベーションと内容を簡潔、明確に示したものである。本書は単に占領下沖縄における社会と法のかかわりをフォローしようとしたものではなく、生存の極限状態からの人類社会の立ち直りの過程のなかにはじめて鮮明に捉えうる真正の社会保障・福祉の生成・発展過程とその条件、さらにその本質さえもつきとめて、いまだ混迷のなかにある現在および将来の制度の形や理論を導くよすがを求めようとする、間口は狭いが、内容は深い貴重な文献である。

I 本書の概要

本書はつぎのように構成されている。

まえがき

序 章 異民族統治下の法システム

第1章 米国統治下の沖縄経済

第2章 公的扶助の形成

第3章 児童福祉の端緒

第4章 公衆衛生の推進

第5章 住民福祉の制度

第6章 高齢者の所得保障

第7章 健康保障の蹉跎

終 章 社会保険統合化の試み

むすび

このなかで、序章および第1章は全体のイントロダクション的部分で、まず序章は米軍という特殊な統治関係下での法システムの特殊性が指摘される。その統治の基本方針は、可能なかぎり既存の政府機構と原住民を利用した間接統治で、軍の収容した難民の救済を市、村に補助させ、さらに全沖縄の行政組織である、のちに民政府となった「沖縄諮詢会」を組織した。このような経過のなかで、沖縄は法の雑居状態となったが、その適用順序は条約、大統領行政命令、米国民政府の布告、布令で、そのつぎに琉球立法院の立法、現地法としての旧日本法、慣習法であった。

米軍統治機構は各群島ごとの住民自治から、不完全ながらも全琉球列島を統合し、3権を備えた琉球政府が組織される（52年4月）が、沖縄統治は米国政府の支配から脱するものではなかった。

第1章は、第3章以下で扱われる各立法分野の土台たる沖縄の経済事情が説明されている。米国の統治方針は住民の安寧や生活水準を向上させることによって米軍基地に対する住民の黙認を得るという「経済主義的統治方式」（別の表現では「宣撫」）が基本で、戦後10年の間に米国は巨費を投じて復興を図り、戦前の日本以上の繁栄を実現した。それを支えたのは沖縄の基地需要、とくに朝鮮動乱であり、また米政府によるガリオア、エロア両援助での生活必需品の供給であった。

その後、61年の池田・ケネディ会談、さらに65年1月の佐藤・ジョンソン会談によって従来からの単なる経済援助にとどまらず、住民の福祉向上のための両国協議が実現した。そして日

本の援助額はアメリカを上回ることとなって、日本政府援助の量の拡大、質の変化をもたらした。

第2章以下は各論的部分であるが、とりあげられたテーマはすべて社会（保障・福祉）法領域である。

第2章では、社会のセイフティー・ネットたる公的扶助による「救済」から近代的「扶助」への生成、発展過程とその特質があきらかにされる。難民たる住民に対し、米軍は上陸直後から無償の「島ぐるみ救済」を開始する。その業務は、自治組織たる沖縄諮詢会、さらに46年に設立された沖縄民政府に移管される。やがて経済復興に伴い、有償化されるが、これは「島ぐるみ救済」から「購買力欠如者を対象とした救済」への移行である。その際、軍政府は救済事業の組織、調整の責任などの基本的事項の領布を公布し、これを受けた民政府は「沖縄住民救済規定」を制定する。しかしそれは救済の権利義務関係が不明確であるなど、近代的公的扶助の理念からはほど遠いものであった。また濫救や米軍の負担削減もあって、救済費の逼迫から給付削減がなされる。

50年には被救済者の自立助長の観点から「救済」が「扶助」と改称され、主食以外の品目が現金扶助に改められて、近代的な社会事業としての様相を呈する。やがて救済費の全額民政府負担とひきかえに群島政府は自主的施策が可能となり、現金給付化など扶助内容は充実する。51年には全住民に健康で文化的な生活を保障する近代的公的扶助理念からの医療扶助を実施するため「沖縄群島医療扶助条例」が発効した。53年には本土法に準じた「生活保護法」が制定されたが、このころから、社会保障の一環としての生存権保障のための公的扶助とその理念の明確化が議論されている。

第3章は、戦災孤児問題から児童の不良化や

犯罪が問題となり、それへの緊急的対応として児童福祉法制定への過程が紹介される。米軍のみならず、沖縄諮詢会や沖縄側政府もこの問題を重視し、「児童係」を設けるなどの努力を重ね、また民間サイドからは沖縄社協も協力した。53年10月、待望の本土法をモデルとする児童福祉法が制定された。その費用は琉球政府と市町村の負担とさらに日本からの援助で賄われたが、財政難であった。沖縄に特殊な問題として、国際児問題に対する施策もとられた。

第4章は、戦争直後の沖縄でのマラリア等の感染症への対応としての公衆衛生の発展が扱われる。まず米軍主導や米国赤十字社によるその防あつ活動（DDTの散布等）がはじまる。米国民政府は、沖縄の復興は戦前の水準までは米国民政府の責任と考えていたが、その水準達成後も予算措置をとった。

その他食品衛生、環境衛生関係（薬品供給、水道の整備等）、感染症、風土病関係（結核、マラリア等）に関しては、米国側の関与が多かったし、医療従事者の不足対策は日本政府の援助が大きな貢献をなした。

第5章は、沖縄の社会福祉が「島ぐるみ救済」から「近代的社会福祉」となるまでの経緯と特質が明らかにされる。民間組織は戦争によって消滅したが、米国赤十字社が支援した「沖縄臨時厚生協会」や「沖縄盲人協会」が設立される。また軍職員たる厚生員が各市町村に配置される（のち、「社会福祉主事」となる）。53年には社会福祉事業法が制定され、これを基に福祉事業体制が整備される。

米国関係では、60年、琉球における住民の福祉は米国の責任とするプライス法が制定されているが、61年の池田・ケネディー会談で、日本の協力も求める日米協調路線が確認された。さらに67年に佐藤・ジョンソン会談が開かれ、日本の援助が強化されつつ、沖縄独自の各種制度

が進展する。

第6章は、占領下の沖縄における年金制度の整備の過程が紹介される。沖縄社協と沖縄老人クラブが中心となり、老齢福祉年金の獲得運動が始められて、67年には「老齢年金に関する暫定措置法」が成立して老齢福祉年金の支給が開始される。やがて68年には、拠出制と無拠出制年金（福祉年金）からなる本土法に準じた法律が成立する。一般労働者を対象とする厚生年金保険法は58年7月に成立している。

第7章は遅れた沖縄の医療保障についてであるが、最初琉球政府は日本制度の段階的導入の案を作成するが、日本制度自体が問題が多いことから、立法は慎重となった。沖縄政府は、58年1月、全住民対象・現金給付の沖縄独自案を作成するが、ここで保険財政の最終責任の問題など保険財政上の議論がなされて段階的実施案が登場し、一括実施か段階実施かの問題となる。ここで議論のすえ、政府の段階実施案が65年7月に成立した。ただし、現金給付制であること、政府負担率などについては、住民側に不満が残った。

その後、制度を本土なみにする観点から、政府は一般住民の対象化、現物給付化などの法案を出す。前者は行政首席の署名拒否で不成立、また後者も医師団体の反対で本土復帰まで未実現であった。

65年法の1条には政府の住民への適用義務が規定されていたため、医療保険を一括実施するか、段階的実施にするか、あるいは一本立構想をとるか、本土のように二本立てとするかがその後の沖縄での最大の論点で、賛否両論の意見が出された。結局、復帰前には沖縄独自の国民健康保険法は不成立であった。このほか沖縄で論じられた大きな問題は現物給付か現金給付かと財源をいかに調達するかなど社会保障の本質にかかわるものであった。

終章は占領下沖縄に現れた社会保険統合案についてである。63年5月、米国政府筋は「労働者年金保険制度」として労働者5人以上の全琉球事業所を対象とする案、また64年10月には全社会保険の統合試案たる「社会保険法」案を提示した。これについて琉球政府側は高度の社会保障理論の必要性の指摘も含め、利点、欠点が検討され、統合の可能性はあるが、問題もあり、にわかに予断はできず、さらに社会保険の法概念をもっと深く掘り下げる必要があるなどとも指摘した。

最後の“むすび”の部分では、陸海軍の戦闘部隊とは別に、民間人の保護に、戦争終結後は「島ぐるみ救済」にあたった「民事班」のことが紹介される。また、沖縄での社会保険の整備の議論は、本土でも未解決の問題であった。復帰後も占領下で大きな役割を果たした「保健婦駐在制度」は存続されている。沖縄では「アメリカ世」から「大和世」、さらに「吾御主」での住民福祉の向上への新たな取組みがなされている、と締め括られている。

Ⅱ 解題

本書は、直接の戦火と異国軍の占領下で、人間社会存亡の極限に置かれた沖縄という特殊な場所と時期にいかにして福祉制度（正確には「社会保障・福祉制度」）が形成されたかへの関心から、その7分野を取り上げて、その経過を詳細にフォローしたものである。まず、著者のその資料・文献の収集と整理の労に敬意を表さなければならない。

しかし本書の真面目は、冒頭で紹介したように、そのような人間生存の極限において現れた制度にしてはじめて鮮明に把握できる真正の福祉制度の生成の必然性、成立要件、プロトタイプ、基本原理や理論、総じて福祉制度とはなにか、さらにその現在および将来の姿を明確に見定めることが可能であるところに着目しての沖

縄の制度の歴史的事実の究明がなされたことにある。

このような観点から本書を通読して、沖縄の経験のなかから引き出される福祉制度についてのフォーミュラとして評者が感得した主要な事項は、①福祉制度は最低限の資源の存在を前提としてなり立つこと、またこれと一体の関係として、②福祉制度はある程度の社会的、経済的秩序の存在を前提とすること、そしてまた、③制度の「救済（恩恵）」から「権利」への進展は、その社会の安定化、経済力の進展と平行であること、さらに根本的な問題として、④福祉成立には制度を支える明解な理論が必要なこと、である。

このうち①は、結局、社会が混乱の極にあって真に住民の救済や保障へのニーズが強いときほど本格的救済は不可能で、このような場合は住民は無救済のままに餓死を迫られることを意味する（沖縄ほどではなかったが、本土の敗戦直後も似たような状態であった）が、沖縄において最悪の状態が出現しなかったのはひとえに米軍の巨額の援助があったればこそであった。また、②、③の関係が進むにつれて、まず、制度の責任主体の問題—それによって制度の基本構造や財源負担関係が決定される—、そしてこの問題と表裏の関係にある制度の本質をめぐる④の問題にゆきつくのである。

この④の問題は、1942年のベヴァリッジ構想がILOの福祉に関する理論的研究蓄積に負っていた事実からもあきらかである。そしてここでもっとも基礎的な問題は制度の責任主体の帰属と内容の問題と思われる。評者によれば、この担い手は社会（連帯）、（福祉）国家、個人の3者である。沖縄の場合、個人は問題とならず、前2者はどうであったかに関心がもたれる。この点で注目されるのは、この沖縄福祉制度の生成過程でのさきにもふれた米軍（＝米国）の

果たした役割の大きさである。とくに米軍に付随した「民事班」の活躍が大きい。ともかく軍であるから、福祉とは無縁のはずであるが、現実的には深く関係している。これをどう見るのか。本書では、それは占領軍の経済主義的統治方式（あるいは住民の「宣撫」）とみているが、占領軍にとっても住民との協調は重要で、これが得られないとき占領が円滑にゆかないことは、現在のイラク侵攻で米国が直面している問題である。米国が沖縄攻略にあたってまず配慮したのはこの点であって、ここに「民事班」付置に代表される米軍（米国政府）の「島ぐるみ救済」の占領政策的性格をみる。そうすると「軍」を沖縄制度の責任主体（福祉国家）と見ることはとうていできないが、他方、沖縄の米国統治権を認めた対日平和条約締結以後の大統領行政命令では米国の沖縄住民への福祉・安寧増進義務を認めており（24頁以下）、米国は自ら福祉の責任を負ったとも理解できる。では琉球政府の立場はどうなるのか。これも米軍から付与される自治権の拡大につれて、福祉国家的な役割を果たしたことは確かであるが、国家でないことも確かである。

そして、このような責任主体の不明確な状況のもとで、とくに医療保険制度創設にあたっての米、沖、日の資金分担関係、ひいては制度の立て方—保障の規模や水準、適用対象者の範囲—いかにめぐる議論が展開される。それは結局「福祉」とはなにかの理論的問題にゆきつくのである。そしてこのような成熟した社会ではともすれば見落としがちな福祉制度の成立、発展のプロセスと条件、さらにそれらの奥にある制度の本質を沖縄のその発展の歴史（したがって本書）はなまなましく教えてくれる。

第7章での医療保険の分立か統合かの問題と終章の問題とは一連の関係をもつが、医療保険の問題は本土復帰前にはついに結論をえられ

ず、復帰後はまだその議論も本格的にはなされないまま、理論的にも実的にも不整合な形をとっている日本の制度のなかに吸収されてしまった。しかしそのことについてなされた沖縄での白熱した議論が紹介されている本書は、今後のわが国の医療保険のみならず、いまようやく統合化の議論が緒についたばかりの年金制度との関係を含めた日本の総合的社会保障・福祉の構築の議論、さらに近い将来必ず問題となる国

際的社会保障制度統合にも大きな寄与をなしてくれるであろう。次の機会には、本書を手掛かりに、著者自身の言葉と思考によって、この世界的規模での社会保障・福祉の理論体系を構築していただきたいと願う。

(中野育男著『米国統治下沖縄の社会と法』
専修大学出版局、2005年9月刊、310頁、定価
3200円＋税)

(たかふじ あきら 法政大学名誉教授)

法政大学大原社会問題研究所叢書

○好評発売中○

●組合員の減少を食い止め拡大するための戦略を検証！
鈴木玲・早川征一郎編著 A5判・三三二頁・四四一〇円税別

労働組合の組織拡大戦略

組合員の減少を食い止めるための戦略を検証。兵頭淳史・山垣貞治・浅見和彦・松尾孝一・長谷川義和・斎藤力・長峰登記夫・内藤直人執筆

●革新政治と労働組合運動の今日的課題を提示
五十嵐 仁著 A5判・四六〇頁・六三〇〇円

政党政治と労働組合運動

戦後日本における政党政治の変遷と労働組合とののかかわりに焦点をあて分析。革新政治の課題と労働組合運動の今日的課題を提示。

●「社会史」の方法から見た社会運動史
梅田俊英著 A5判・三八〇頁・五二五〇円

社会運動と出版文化

近代日本における知的共同体の形成
大正デモクラシー期における社会運動と出版文化の歴史を手書きメモ・日記・手紙・予審調書など新しい史料で再構成。

●普通選挙の実施という新たな政治条件下の農民運動
横関 至著 A5判・三三〇頁・五二五〇円

近代農民運動と政党政治

農民運動先進地香川県の実態分析
普選下の農民運動は小作争議と共に選挙・議会活動も重要な柱であり、その運動の動静が政党政治に及ぼした影響を解明。

●占領期の日本労働運動史：労使関係史の基礎資料
法政大学大原社会問題研究所編 A5判・三九〇頁・六八二五円

証言 産別会議の運動

産別会議の運動家の証言から産業民主主義の展開や経済再建との関連を視野に入れた労働運動史・労使関係史の解明。編集 吉田健二

●戦後日本の起点で活躍した改革派ジャーナリストのオラル・ヒストリー
法政大学大原社会問題研究所編 A5判・四四〇頁・六九三〇円

証言 占領期の左翼メディア

占領当時の論壇状況や世論、政治・社会運動の背景、左翼運動の人物や秘話を知ることのできる得がたい史料。編集 吉田健二



御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 電話03(5684)0751
ホームページ <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>

川寄兼孝・久米雅章・松永明敏、
鹿児島県歴史教育者協議会
始良・伊佐地区サークル著

『鹿児島近代社会運動史』

評者：横関 至

本書は、近代日本最大の内戦である西南戦争を経験し藩閥政治の中核となった鹿児島での社会運動史を明らかにしようとしたものである。自由民権運動、労働運動、農民運動、社会主義運動、プロレタリア作家同盟などについて、運動参加者の聞き取りを踏まえて分析されている。1990年代初頭まで、鹿児島県社会運動史についての研究書はほとんど存在しなかった（荒川章二・梅田俊英・大野節子・横関至『地方社会運動史・労働運動史研究の現状－1990年代初頭までを中心に－』法政大学大原社会問題研究所ワーキング・ペーパー第21号、2005年、参照）。その後も、当県社会運動史に関する研究書は稀である。そうであるが故に、代表的人物の分析を通して社会運動史を解明した本書は極めて貴重な業績である。なお、評者は自由民権運動史には全くの素人であり、自由民権運動史に関する問題については然るべき方に委ねざるをえないことをお断りしておきたい。その上で、評者が発言しうる農民運動史研究を中心とする事柄について検討していきたい。

対象とされた人物は多彩である。鹿児島県社会運動の草分け的存在で山川均の同志社中学時代以来の親友であった浜田仁左衛門や、浜田の後を継いで社会運動の指導者となり社会大衆

党・社会党の代議士であった富吉榮二、そして第七高等学校の学生運動家で後に共産党や社会党で活動した村尾薩男、喜入虎太郎、是枝恭二、山田六左衛門、佐多忠隆らが取り上げられている。さらには、小作争議に参加し農民組合で活動した農民からの聞き取りの記録が収録されている（第3部、第4部）。そこには、組合事務所の「事務員のような小使い」であったと自己を位置づける萬徳金左衛門（254頁）、「鹿児島県農民組合の青年部長」であった吉永嘉十郎（283頁）、さらに、農民組合史刊行会編『農民組合運動史』（日刊農業新聞社、1960年、505頁）では「日農鹿児島県連」の幹部に挙げられている川崎榮喜からの聞き取りが収められている。また、農民運動、プロレタリア作家同盟に参加した小学校教諭の木原安弥については、第4部全体が当てられ、他の聞き取り箇所でも言及されている（284頁、294頁、296頁、298頁）。

執筆担当者は、教師経験のある川寄兼孝、久米雅章両氏と社会党県本部書記局員であった松永明敏氏である。三氏による分析に加えて、歴史教育者協議会始良・伊佐地区サークルによる1975年時点での聞き取り調査の結果が掲載されている。

本書の構成と執筆分担を、目次によって、示しておこう。

第1部 「明治初期の民権運動と士族」

（久米雅章氏）

第2部 「明治後期、大正、昭和前期の農民運動、労働運動、社会主義運動」

（松永明敏氏）

第3部 「農民運動史の人々」

（鹿児島県歴史教育者協議会始良・伊佐地区サークル）

第4部 「プロレタリア作家同盟事件と木原安弥」（川寄兼孝氏）

資料 「柏田盛文『国会開設建言書』写本」

(解説 大武進氏)

本書の注目点は、以下の点にある。まず、藩閥政治の拠点であった鹿児島県での自由民権運動の実態が、西南戦争後の旧薩摩藩内部での政治抗争を背景として分析されていることである。西郷軍への不参加者への仕打ちの実態、敗残兵としての屈辱を振り払うべく自由民権運動に参加していく姿が描かれている。次に、浜田から富吉へと農民運動の指導者が交代したが、その要因の1つとして浜田の父親の西郷軍への不参加という経歴があったと指摘されていることである(257頁)。聞き取りによれば、浜田の父親は西南戦争後の旧薩摩藩内部での政治抗争のなかで殺害された(97頁、257頁)。第3に、農民運動と水平運動との関連について、本書は貴重な聞き取りを得ている。「鹿児島県農民組合の青年部長」であった吉永嘉十郎は、聞き手の側からの「町内のそういう部落に出かけて行って、仲間を広げることをされたのですか」との問いかけに「はい」と答えている(288頁)。その上で、「個人的にはよく共鳴しているのですが、周囲に理解を示さない人がおって、そんな関係で表面には立てない人が多かったようです」、「共鳴して貰ったことの証拠として、選挙になれば富吉さんへの票がたくさんあった」と述べている(同上)。この発言は、農民運動と水平運動との関連を検討する作業にとって重要であるだけでなく、富吉榮二の選挙での支持基盤の検討においても看過できないものである。第4に、第七高等学校の学生と農民との関わりについての聞き取りである。本書は、七高の学生の農民への働きかけについて「どのような接触をし、一緒に行動や語らいがあったのか、はっきりしない」(115頁)と記しているが、本書所収の聞き取り(265-266頁)は村尾、喜入、佐多らの働きかけの具体像を明らかにしてい

る。第5に、富吉榮二の選挙での強さと翼賛選挙での裁判闘争について検討されたことである。1927年の普通選挙によるはじめての府県会議員選挙で、運動先進地ではなかった鹿児島県で富吉が当選したことは注目をあびた。その後も富吉は総選挙において支持の強固さを示した。農民組合の力は弱くなったとしても、富吉への選挙における支持は継続したのである。今後の検討課題は、運動先進地との比較検討である。その際には、農民運動の先進地香川県を分析対象とした拙著『近代農民運動と政党政治』(御茶の水書房、1999年)が検討素材の1つとなろう。

ここで、幾つかの疑問点を指摘しておかねばならない。

第1の疑問点は、「封建的悪弊」のとらえ方である。「全国的にも地主・小作関係の中に、『階級』『支配と被支配』『差別』といった封建的悪弊が姿、名称を変えて存続し、その社会構造は太平洋戦争まで続いていた」(82頁)という記述があるが、「階級」、「支配と被支配」、「差別」といった事柄は「封建的悪弊」であって、資本主義とは無縁のものなのであろうか。「階級」、「支配と被支配」、「差別」といった事柄は、資本主義の下でも顕在化する問題ではなかろうか。

第2の疑問点は、「必然」という用語を使用して社会運動を説明していることへの疑問である。「明治の鹿児島県が日本資本主義社会を構成する一地域である以上、その必然から逃れることはできず」(67頁)という表現がある。「大正時代」の「後期」については「社会運動が盛り上がり」、「普通選挙法が制定されるという情勢も加わった。その結果、必然的に政党結成の動きが起こり、選挙闘争がはじまった」(155頁)と記されている。そして、「昭和初期の労働運動」については、「大正時代の運動に比べ

ると質・量ともに大きな変化をとげている。それは、日本資本主義の発達、中でも工業化が進むにつれ必然的に発展してきたものであった」(166頁)と書かれている。しかし、こうした「必然」論からは、社会運動発生に果たした指導的人物の役割を解明することはできないのではなかろうか。本書は他の箇所では指導的人物の存在如何が運動展開に重要な意味をもったと力説している(69頁, 73頁, 74頁, 141頁, 147頁)が、これとの整合性が問われよう。

第3の疑問点は、章構成に関してである。「明治期の労働運動」と題した第3章が1頁のみ(99頁)であるというのは、本文344頁の本書のなかで著しくバランスを欠いている。労働運動について論じている他の箇所(117-120頁のメーデー, 121-126頁, 166-174頁)とあわせて、章を設定すべきではなかったろうか。

第4の疑問点は、農民運動展開の地域差についての先学の研究への対応である。本書は国分地方が農民運動展開の中心になったのは何故かという問題を繰り返して提起しつつ(69頁, 73頁, 141頁, 142頁, 146頁), 浜田、富吉という指導的人物の存在という点から説明している(73頁, 74頁, 141頁, 147頁)。そこでは、煙草耕作等の商品生産の展開に着目してこの問題の解明をめざした先学の研究には論及されていない。鹿児島県著作兼発行『鹿児島県農地改革史』(1954年)の「第7節 鹿児島県農業の地域性」や、藩政期からの煙草などの商品生産の展開について論じた岩片磯雄・山田龍雄「鹿児島県農業史」(農業発達史調査会編著『日本農業発達史』2巻, 中央公論社, 1954年)および原口虎雄・西山武一「鹿児島県近代農業史」(同前『日本農業発達史』別巻, 上, 中央公論社, 1958年)等の再検討が必要となろう。さらに、鹿児島県部落史編さん委員会編集・鹿児島県発行『鹿児島県の部落史』(1992年)が「煙草争

議という特異な問題」(同書, 105頁)に着目していることとの関連も問われよう。

疑問点の5つめは、翼賛選挙に関する裁判で選挙無効、やり直しという判決が出たことについて、「この裁判闘争は、社会運動からみてきわめて重要な意義がある。虐げられ、弾圧の連続であった富吉の勝利に、惜しめない拍手を送りたい」(245頁)との評価を下されていることへの疑問である。選挙干渉下での選挙を無効とした判決が権利侵害をくい止めたものであることは確かである。その限りでは、裁判における勝訴であった。しかし、それは「勝利」と呼ぶものなのであろうか。しかも、1945年に実施されたやり直し選挙での結果は「当選者の顔ぶれは変わらなかった」(241頁)のである。この点をも勘案すれば、「勝利」という表現には違和感を抱かざるをえない。なお、本書では矢澤久純氏の研究(「第21回衆議院選挙鹿児島第2区無効判決と司法権の独立」中央大学法学会『法学新報』108巻2号, 2001年)を援用しておられる(241頁-247頁)が、その論文が主として使用した資料集(吉見義明・横関至編著『資料日本現代史 5 翼賛選挙 2』大月書店, 1981年)については、書名の紹介があるだけであり(242頁), 巻末の「主要参考文献一覧」にも記載されていない。しかし、この資料集には、本書の記述と関連する次のような資料が掲載されている。2区の富吉榮二や3区の山元亀次郎の訴状(前掲『資料日本現代史 5 翼賛選挙 2』104-107頁)や鹿児島地方裁判所検事正の司法大臣、検事総長、長崎控訴院検事長宛の告訴受理報告(同上, 111-121頁), 鹿児島県警察部長の鹿児島地方裁判所検事正宛の「選挙無効訴訟ニ関スル件」(同上, 121-125頁), 鹿児島県警察部長の内務省警保局警務課長宛の「選挙無効訴訟ニ関スル件」(同上, 125-128頁), 1945年3月1日の鹿児島県第2区選挙無効訴訟

事件大審院判決（同上，182－209頁）等。検討されて然るべき資料集であつたらう。

疑問点の最後は、山元亀次郎に関する記述についてである。山元の経歴について、「衆議院事務局に問いただしたが『山元亀次郎さんの議席があったことは確かですが、在籍期間とプロフィールは分かりません。写真もありません』といった内容の返事であつた」（230頁）と記されている。しかし、衆議院・参議院編集、大蔵省印刷局発行の『議会制度百年史 衆議院議員名鑑』（1990年）691頁には、経歴が記されている。ただ、在籍期間については「当選1回（20再・失）」とあるのみである。次に、本書では、「山元は、17年4月の第21回衆議院議員選挙には立候補していない」（230頁）と記されている。しかし、山元はこの選挙（翼賛選挙）に立候補しており、選挙無効の訴訟の原告であつた（前掲『資料日本現代史 5 翼賛選挙 2』104－105頁）。公明選挙連盟編集・発行『衆議院議員選挙の実績』（1967年）436頁でも、候補者として記載されている。本書では、「奄美地方」は県下社会運動の3つの中心地の1つであつたと規定されている（185頁）。山元は、そこを基盤として活動した政治家である。本書は、富吉榮二に重点を置くあまり、社会運動と関わりを持っていた他の政治家についての分析が充分なされていないのではなからうか。

今後検討すべき幾つかの事柄について、提案しておきたい。

まず第1は、自由民権運動に関与していた人々が1920年代以降の社会運動、無産政党にどのような関わりをしたのかという点の解明である。そこでは、西南戦争への参加をめぐる対立が数十年後の農民運動指導にも関わるという鹿児島県独自の問題がどのような作用を及ぼしているのかの検討が必要とならう。

次に、山川均研究との関連である。本書は山

川均と鹿児島県とのつながりを強調している（97－98頁，100－109頁）が、山川自身が鹿児島との関わりをどう考えていたのかを検討しなければなるまい。自伝において、山川は「鹿児島の風光も気候も気に入ったが、しょせん私の定住すべき土地ではなかつた」（山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店，1961年，344頁），「はじめてから鹿児島は私に用のない土地だつた」（同上）と記している。ここには、困難な地域で活動している人たちが存在することへの畏敬の念は、欠片もない。山川が志向したのは、比較的自由的な東京での活動であつた。地方での改革を避けて中央を志向するという山川の態度は、山川の社会主義論を検討する際の課題とすべき事柄ではなからうか。なお、「山川が浜田夫妻にあてた多くの書簡も残されている」（103頁）と記されているが、1907年から08年の時期の山川と浜田の往復書簡は田中勝之・山崎耕一郎編『山川均全集』第1巻（勁草書房，2003年，555－574頁）に収録されている。

3つめの検討課題は、鹿児島県での社会運動の3つの中心地の1つと位置づけられている奄美大島で全島あげてのキリスト教排撃がおつたこと（219－223頁）をどのように評価すべきかという問題である。軍の強要があつたとはいえ、何故こうした排撃が可能だつたのか、そのことと社会運動の中心地であつたこととの関わりが問われよう。

4つめの検討課題は、井之口政雄と鹿児島県との関わりについてである。本書では、1923年5月1日の鹿児島県で初めてのメーデーを主催した鹿児島社会問題研究会の会長で同年7月7日に鹿児島市で検挙された「井之口正夫」（117頁，118頁）と、「中央段階で活躍した鹿児島県出身者」として「戦後も共産党の指導者として名前が出てくる」者の一人に挙げられている「井之口正男」（202頁）が、1949年の選挙で共

産党から立候補して当選した兵庫県第2区選出の井之口政雄と同一人物であるとみなされている(120頁)。生年、学歴、共産党入党までの活動内容についての本書の記述(120頁)は、『日本社会運動人名辞典』(青木書店、1979年)の「井之口政雄」の項目および近代日本社会運動史人物大事典編集委員会編『近代日本社会運動史人物大事典』(日外アソシエーツ、1997年)第1巻の「井之口政雄」の項目とほぼ同一である。しかし、1923年時点での井之口の活動場所についての記述は、大きく異なっている。『日本社会運動人名辞典』69頁では、「1923年共産党に入党、25年9月『無産者新聞』の記者となった。その間、24年大阪日刊新聞関西西日報社に勤務」と記されており、1923年時点で鹿児島で活動していたとの記載は、無い。『近代日本社会運動史人物大事典』第1巻373頁では、井之口政雄は「兵役を終えて23年に日本共産党に入党、山川均の指示で東京・亀戸の川合義虎らの南葛労働組合に配属された。関東大震災に際し、川合らの虐殺された亀戸事件の難を逃れて大阪に移った」となっている。ここでも、井之口政雄が1923年時点で鹿児島で活動していたとの記載は、無い。また、二村一夫氏執筆の『無産者新聞』解題での井之口政雄の経歴紹介は、井之口の予審調書や石堂清倫・中野重治・原泉編『西田信春書簡・追憶』(土筆社、1970年)を使用して、慶應義塾大学理財科本科を「21年退学した。退学後、21年12月より翌年11月まで一年志願兵として鹿児島歩兵聯隊に入隊。24年春から秋頃まで大阪の関西日報の記者として勤めた」(法政大学大原社会問題研究所編『無産者新聞(4)』付録16頁、法政大学出版局、1979年)と記している。ここでは、1922年11月から24年春までの時期についての経歴は書かれていない。このように各文献によって記述が異なっており、井之口政雄が鹿児島県で活動していたか

どうかは定かでない。ところで、井之口政雄の1929年7月2日の第2回訊問調書には、1922年11月の鹿児島歩兵聯隊からの除隊後の活動について次のように記されている。「除隊後ハ鹿児島、沖縄両県下ノ労働組合運動ニ干係シテ居リマシタカ約1年ノ後関西西日報ノ記者トナリ」と(『徳田球一外36名治安維持法違反被告事件 予審訊問調書謄本 全81冊ノ70ノ2』法政大学大原社会問題研究所蔵、70ノ526頁)。これが事実であるとする、井之口政雄が「南葛労働組合に配属」されたという点については疑問が出てくることになり、1923年5月の鹿児島県でのメーデー主催者であったという可能性はあるということになる。鹿児島県で活動した「井之口正夫」・「井之口正男」と、戦後に共産党衆議院議員となった井之口政雄は同一人物であったのかどうか、確定していただきたい。

検討すべき最後の点は、人物の特定である。まず、「伏原幸雄」、「伏原幸男」と「伏見幸男」についてである。本書では、「伏原幸雄」なる人物が外部から農民運動に加わり「書記長」であったとされている(253頁、299頁)。ところが、1926年9月の鹿児島電気軌道会社でのストライキの応援にかけつけて検挙された人物は、「西国分村の日本農民組合鹿児島支部幹事・伏原幸男」(167頁)であった。338頁では、「農民組合の書記」の「伏原幸男」となっている。本書での「伏原幸雄」と「伏原幸男」は、同一人物なのかどうか。さらには、前述の『農民組合運動史』342頁、579頁では、「伏原幸雄」は1926年3月9日に創立された日本農民組合青年部の執行委員であり、1929年の四・一六事件の後に青年部の再建準備委員となっている。ところが、同書の鹿児島県の項目では、組合の書記局で活動した人物は「伏見幸男」と記されている(同上、505頁)。「伏原幸雄」、「伏原幸男」と「伏見幸男」は同一人物なのかどうかの検討

が必要となる。この他、全農全会派の県連委員長であった人物は「内田市二」(280頁)なのか「内田一二」(228頁)なのか、奄美新興同志会の「かざり潮光」氏の漢字表記は、「古潮光」(193頁, 194頁)なのか、「文潮光」(187頁)なのか等を検討していただきたい。

希望事項を最後に1つ。是非とも、事項索引と振り仮名つきの人名索引をつけていただきたいかった。人名索引は、人物分析をとおしての運動史研究をめざす本書にとっては、活動家達の交流関係、人脈を把握するためにも、必須のものであったはずである。

本書が戦前・戦中の社会運動史、政党史研究にとって看過できない書であることは間違いない。そうした書物であるが故に、疑問を提示し批判点を提起することとなった。諒とされたい。

(川寄兼孝・久米雅章・松永明敏, 鹿児島県歴史教育者協議会始良・伊佐地区サークル著

『鹿児島近代社会運動史』南方新社, 2005年12月刊, 356頁, 定価3600円+税)

(よこぜき・いたる 法政大学大原社会問題研究所
兼任研究員)

法律文化社

〒603-8053 京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町71* 価格は定価(税込)
☎075(791)7131 FAX075(721)8400 <http://www.hou-bun.co.jp/>

社会保障のダイナミックスと展望

●ポスト市場主義国家の社会保障を問う

芝田英昭著

●3150円

原理原則を歴史的に明らかにし、あるべき社会保障の姿・財源を提示。「社会保障基金」の創設とその具体像を提起し、統合化論議に一石を投じる。社会的排除やワークフェアなどにも言及。

目次
第1章 社会保障のあゆみとダイナミックス
第2章 社会保障の理念の変遷とその意義
第3章 社会保障における「社会的排除」の位置づけ
第4章 社会保障改革の現局面と運動の課題
第5章 消費税の本質と福祉目的税化への疑問
第6章 かつての福祉国家ニユージーランドがたどった道
第7章 新しい社会保障の姿と「社会保障税」の提案

社会保障の基本原理と将来像

芝田英昭編著 ●2415円

ニユージーランド福祉国家の再設計

ジョナサン・ボストンほか編 芝田英昭・福地潮人監訳 ●6825円

ウェッブ夫妻の生涯と思想

名古忠行著 ●63000円

イギリス福祉国家のプランナーとも称されるウェッブ夫妻の独自の思想をたどり、政治思想史上に正当な位置づけを行う。

ドイツ・デュアルシステムの新展開

佐々木英一著 ●日本版デュアルシステムへの示唆 ●6300円

デュアルシステムの構造的な変化を分析し、その現状と問題点を析出。若者の就職・キャリア形成問題に新たな知見を与える。